

## 宮城県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号、健発0616第5号及び薬生発0616第2号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に基づき医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所（以下「医療機関等」という。）が実施する新型コロナウイルス感染拡大防止対策等に要する費用について、予算の範囲内において宮城県医療機関等における感染拡大防止等支援事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号、厚生労働省発健0616第6号及び厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2 補助金の交付対象となる事業費の基準額、対象経費、補助率及び上限額は別表のとおりとし、令和2年4月1日から令和3年3月末日までに実施した事業を対象とする。

ただし、この補助金と重複して「宮城県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金」の交付を受けることはできない。

### (交付額の算定方法等)

第3 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の1基準額欄に定める基準額と2対象経費欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3補助率欄に定める補助率を乗じて得た額と4上限額欄に定める上限額を比較して少ない方の額を交付額とする。

### (交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式1によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

2 交付の申請は、県が交付申請事務を委託する宮城県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を通じて県に対して行うものとし、次の各号いずれかの方法により行う。

- (1) 連合会の指定するオンライン請求システムを用いたウェブによる申請
- (2) 申請書をCD-Rその他電子媒体（ただし、連合会が認めた媒体に限る。）に格納し、電子媒体の郵送等による申請
- (3) 申請書（紙媒体）の郵送等による申請

3 前項の規定は、知事が別に定める方法により、精算による申請を行う場合は適用しない。

4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2項第1号又は第2号による申請の場合

- イ 事業実施計画書\_医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（様式2-1）
- ロ 申請概要\_医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（様式3）

(2) 第2項第3号による申請の場合

事業実施計画書\_医療機関薬局等における感染拡大防止等支援事業（様式2-2）

5 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、様式4により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式5により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）においては、様式6により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに知事に報告すること。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(8) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

イ 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式7による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくこと。

ロ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくこと。

（実績報告）

第6 補助事業者は、知事が別に定める様式により別に定める期日までに事業実績報告書を提出するものとする。

（補助金の交付方法）

第7 この補助金は、原則として概算払により交付するものとする。

- 2 前項の規定によらず、知事が別に定める方法により、精算による申請を行った場合は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。
- 3 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は県にその超過交付額を返還しなければならない。

（書類の提出部数）

第8 この要綱により知事に提出する部数は各1部とする。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率	4 上限額
<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費で、下記に該当するもの。</p> <p>賃金，報酬，謝金，会議費，旅費，需用費（消耗品費，印刷製本費，材料費，光熱水費，燃料費，修繕料，医薬材料費），役務費（通信運搬費，手数料，保険料），委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，補助及び交付金</p> <p>※ただし，従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く</p>	<p>10分の10</p>	<p>(1)病院 2,000千円+50千円×病床数</p> <p>(2)有床診療所(医科・歯科) 2,000千円</p> <p>(3)無床診療所(医科・歯科) 1,000千円</p> <p>(4)薬局・訪問看護ステーション・助産所 700千円</p> <p>※(1)～(3)は保険医療機関に限る ※(4)の薬局は保険薬局，訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る</p>